

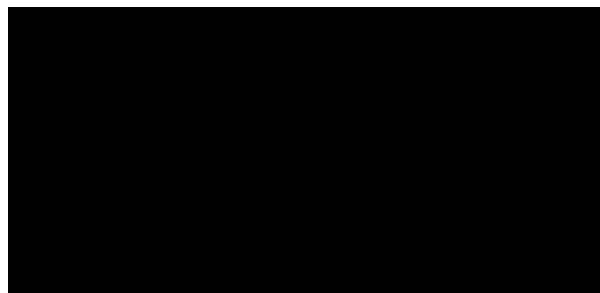
申請枠区分

通常枠

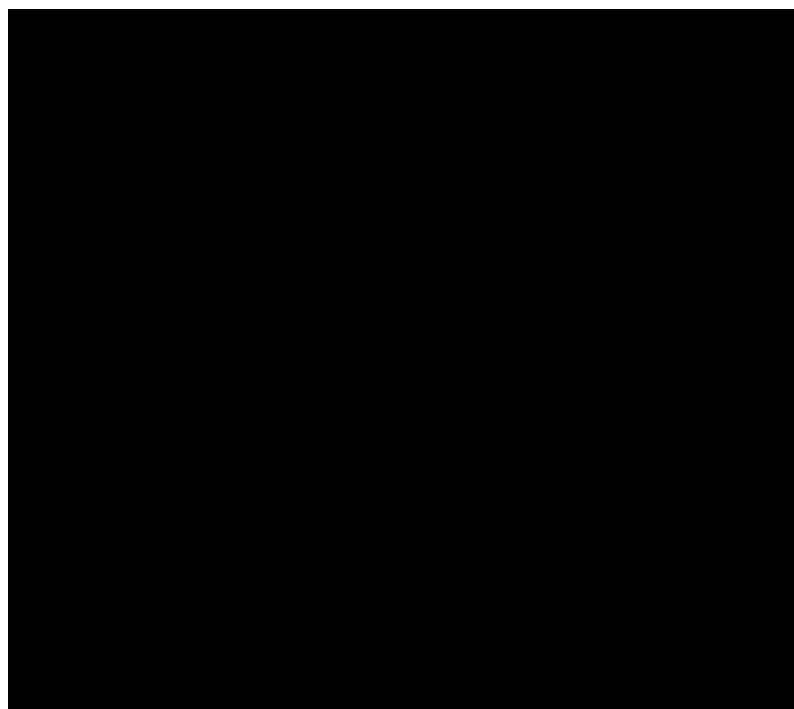
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



団体情報から転記



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般財団法人中部圏地域創造ファンド

団体代表者 役職・氏名

理事長 稲垣隆司

分類

法人番号

3180005017688

団体コード

申請団体の住所

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目5番16号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4)情報公開について(情報公開同意書)

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体				
資金分配団体	事業名(主)	南海トラフ巨大地震に対する地域減災力の向上			
	事業名(副)	～NPOの連携力、支援力の強化に焦点を当てて～			
	団体名	一般財団法人 中部圏地域創造ファンド	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1	④災害支援事業				
事業の種類2	防災・減災支援				
事業の種類3	防災・減災支援				
事業の種類4	防災・減災支援				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
-	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
-	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
-	⑨ その他
-	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
-	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
-	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	巨大地震発災後の復旧/復興にあたり、民間（専門NPO/企業/大学等）の被災者支援能力が有効に発揮される環境整備を進め、長期に及ぶ地震被害を克服しレジリエンスの高い持続する地域社会の形成を目指す。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	発災後の変化する支援ニーズに迅速に対応するため、行政/社協との密接な情報共有/連携のもとに、多彩な分野で活躍する民間による包括的な被災者支援体制を構築する。

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	150/200字
<p>本法人は、地域や社会の課題解決に向けて活動するNPO等をはじめとする民間公益活動団体及び団体が実施する民間公益活動に対して、資金支援や人材育成支援等非資金的支援を実施することにより、将来にわたって安心して暮らせる持続可能な地域社会を創造し、もって中部圏における公益の増進に寄与することを目的とする。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	198/200字
<p>愛・地球博の理念を継承し2018年2月に設立した一般財団法人で、学識者、NPO、企業・行政OB等のスタッフで構成されている。主な活動は休眠預金助成事業で、民間公益活動の資金支援、各種研修、調査活動である。また寄付を募り、貧困対応、就労、農山漁村活性化、多文化共生社会の形成、ソーシャルビジネス支援等の課題にも取組み、昨年度、南海トラフ対応及び小学生に起業家精神を学んでもらう基金事業を立ち上げた。</p>	

Ⅱ.事業概要

					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	中部5県（愛知、岐阜、三重、静岡、長野）	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	<ul style="list-style-type: none"> ●地震発災時、特定市町における被災者支援活動（IZaKによる支援活動）に参加する専門NPO/企業/大学等民間団体 ●特定市町のモデル地区において、自主防災訓練に携わる町内会等地元組織、NPO等 				(人数)	●IZaK参加団体20×各団体関係者10人×5地域=1,000人 ●自主防災訓練の地元参加者100人×1モデル地区×5地域=500人	●	
最終受益者	<ul style="list-style-type: none"> ●最終受益者：南海トラフ地震の被災者 ●中間受益者：IZaK参加団体、特定市町のモデル地区における自主防災訓練地元参加者および関係者 				(人数)	●内閣府による想定避難者…愛知265万人、岐阜15万人、三重81万人、静岡147万人、長野4万人		
事業概要	<p>●震災事例から被災者支援の実態を把握しNPOの連携力・支援力向上につなげる。●発災後の迅速な支援に向けて、特定市町(市町の連合体を含む)において、民間の支援を効果的に発揮できるよう民間支援ネットワーク（いざ鎌倉ネット～IZaK～を構築して、参加団体の支援力カルテを作成し、参加団体の登録制も検討する。●行政等関係団体とIZaKとの情報共有会議を開催すると共に、現場で刻々と変化する支援要請にIZaKが迅速対応するため、既存の支援情報共有システムとの連携も考慮し、実働する支援要請-支援活動マッチングシステム（KaPL）を運用まで視野に入れて構築する（紙&デジタルベース）。●情報共有会議やKaPLを活用し、特定市町/社協/IZaK三者による支援の図上訓練を通して行動シナリオを作成・共有化するなど、三者連携を強化する。●特定市町のモデル地区については、地元の自主防災訓練に関わる共助の実態を把握して事前協議を十分実施し、特定市町/町内会等/IZaKと連携した避難所運営等自主防災訓練の実施を図りつつ防災訓練マニュアルを作成する。●中部5県については、IZaKと各県のDIO等の意見交換の場（中部VOAD）を設け、広域的な連携等について認識共有を図る。●中部5県全体および各県でシンポジウムや成果報告会を開催し事業成果の共有化を図ると共に、関心の持続、活動の持続に向けて、南海トラフ基金の充実を図る。</p>							
600/600字								

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	939/1000字
<p>●南海トラフ巨大地震は、今後30年以内の発生確率が60～90%程度以上もしくは20～50%と改訂された（9月26日・地震調査委員会）。地域住民としては困惑するが、南海トラフ巨大地震に対する危機感は根強い。●内閣府の想定(2025年3月31日公表)では、全国の避難者1,230万人（愛知265.1万人、岐阜14.5万人、三重80.9万人、静岡147.1万人、長野4.2万人）、最大死者29.8万人。被害は甚大で復旧/復興は長期に及ぶ。●熊本地震・能登半島地震以降、県/社協/民間の三者連携を強化し、多様な支援要請に対応するために、中部5県では民間支援活動を調整する“災害中間支援組織（以下DIO）”が整備され、関係団体の連携も進んできている。しかし一方で、災害支援現場で直接的な活動が求められる市町レベルでの三者連携を強化する動きは鈍く、平素からの持続する関係づくり、現場での情報共有、受援体制整備などの課題も指摘されている。●災害支援団体間の支援情報の共有は不可欠で、情報共有システムもいろいろ整備されてきているが、課題も少なくない。被災現場の刻々と変化する支援ニーズに柔軟に対応できる実践的なシステムが求められている。●息の長い多様な支援が必要である。スフィア基準を先取りして、発災後のタイムラインに応じた柔軟な支援を迅速に展開できる行動シナリオを、関係団体で共有しておくことが重要である。●行政においては人材や予算の不足、縦割り、単年度主義の弊害もあり、地区の自主防災訓練が形式的で特定時点のみに着目した内容のものも少なくない。したがって、タイムラインに応じた避難所運営や生活支援等共助の訓練を、地域の受援体制整備も含めて、自治体、地域住民、民間が連携し被災者支援を現場に寄り添ったものにしておくことが重要である。●巨大地震発災時には行政区域を越えた支援が民間にも強く求められる。このため中部圏においては民間による広域的・効果的な支援が展開されるよう、各県のDIOと民間の連携体制（以下中部VOAD）を設置し、支援が効果的に展開できる環境整備を整えておくことが必要である。●平時に災害の危機感を共有し持続することは容易ではなく、持続するための環境整備が必要である。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	197/200字
<p>中部5県におけるDIOは岐阜県（準備中）を除きそれぞれ設置され、県単位で実施される情報共有会議や研修等が予算化されている。ただし①DIOによる包括的な民間連携 ②被災者支援の現場となる市町レベルの行政・社協・民間の連携体制 ③タイムラインに対応し、社協・NPOも参画する地区レベルの自主防災訓練は未整備などの課題がある。なお、中部5県において民間活動を調整し支援連携を図る仕組みは未整備である。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	195/200字
<p>中部圏にとって南海トラフ対応は最重要課題で過去3回助成申請をしたが不採択。そこで、あいちなごや強靱化共創センターと再度意見交換し、引き続き、愛知県のDIOの設置に向けた調査活動に協力するなど情報交換した。加えて、既存の災害支援情報共有システムやNPOの行政や社協との連携状況も調べ、今年度第2次募集の申請に至った。なお”南海トラフ巨大地震対策を支援する基金”を2024年3月に設置している。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	194/200字
<p>本助成により、IZaKを構築して民間の被災者支援に関わる行政/社協との連携強化を図り、さらに情報共有会議開催やKaPLを構築して情報を共有することにより、発災後のタイムラインに対応したIZaKによる支援が、市町レベル、地区レベルにおいて効果的に展開できるようになる。また中部VOADの設置により、中部5県に関わる民間支援活動の広域的連携体制が整い、持続的・効果的な広域活動の基盤が整う。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
<p>個々のNPO等の支援力が向上する。合わせて、市町レベルの行政・社協・IZaKの連携活動が強固なものになり、同時に広域レベル（中部圏、県レベル）の連携活動も機能することにより、地域の減災力が向上する。また、南海トラフ対応に対する関心の持続、及びIZaKの持続的な活動を支援できる南海トラフ基金も充実する。</p>

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
IZaKの参加団体が定着し、関係者のIZaKに対する認識も広がり活動が軌道に乗る。		<ul style="list-style-type: none"> IZaKの稼働実績 IZaKに関する関係者ヒヤリングの結果 IZaK事務局、事業方針等の確定状況 		IZaKは存在していない。			IZaKの役割が参加団体間で共有されている。
KaPLが構築されて現場での情報共有が進み、災害対策本部においてIZaKへの支援要請に迅速に対応できるようになる。		<ul style="list-style-type: none"> KaPLに対する関係者ヒヤリングの結果 支援活動の行動シナリオへの反映状況 		KaPLは存在していない。			支援の図上訓練にKaPLが活用され、関係者の行動シナリオが共有される。
自主防災訓練マニュアルが作成され、関係者に有用性が認知され、地元組織とIZaKとのつながりも深まる。		<ul style="list-style-type: none"> IZaK等が参加する防災訓練及び訓練マニュアルの評価ヒヤリング結果 訓練規模(参加人数/団体、実施回数等) 		IZaKを組み込んだ訓練マニュアルはない。			マニュアルが防災訓練関係者に共有され、訓練時の利用意向が増えている。

IZaK参加団体それぞれの人材力、支援資源活用ノウハウが高まる。		・事例研究/学習会等の成果の確認 ・バージョンアップした災害支援内容の確認	従来の支援内容を確認する。		支援内容がバージョンアップしている。
中部VOADが稼働し、中部5県のDIOとIZaKとの情報交流が活性化して支援協力に関わる各団体の役割が明確になり共有される。		・関係者へのヒヤリング結果	中部VOADは存在していない。		中部VOADの継続的な活動方針/事業計画が明確にされている。
中部5県、各県、特定市町での広報活動が積極的に展開され、関心の持続が図られ、事業成果が他地域に浸透する。		・南海トラフ対応事業に対する関係者の関心度ヒヤリング結果	・既存の関心度調査結果を整理しておく		従来の関心以上の水準が持続されている。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
市町レベルの行政/社協/IZaKとの連携が確かなものとなり、県レベルでの行政/社協/DIOとの情報交流も深まり、IZaKの広域レベルでの連携力が向上する。		・各県のDIOとIZaKとの情報交流会の回数 ・各県のDIOのIZaKに関するヒヤリング結果		交流会はない			情報共有の交流会が適宜開催されている
出口戦略として、南海トラフ基金充実にに向けたCCF体制が強化される。		・基金募集活動方針の共有化 ・基金募集担当者の明確化		明確な方針及び担当者はいない。			CCFにおいて、基金募集活動方針が明確になり募集体制が整備されている。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
スフィア基準を視野に入れ、特定市町における被災者支援内容の実態(支援対象、支援体制、参加団体、情報共有、訓練実績等)、モデル地区の自主防災訓練の実態(訓練種類、参加者、訓練想定時点等)、中部5県全体に関わる広域的な民間連携活動の実態(活動内容、参加団体、情報共有、活動実績等)を把握し、活動の実態と求められる民間支援とのギャップを明らかにする。	初年度	172/200字
継続的・包括的な被災者支援をするため、NPO等民間の参加するIZaKを構築し、行政等関係団体とIZaKとの情報共有会議/研修会等を開催し連携を深める。IZaK参加団体については、団体の有する支援力のカルテを作成し、あわせて参加団体の登録制も検討する。	初年度	125/200字
発災後のタイムラインに対応した支援展開が重要で、既存の災害支援情報共有システムとの調整・連携を図りながら、支援現場で変化する要請にIZaKが迅速に対応するため、支援要請と支援活動をマッチングする仕組み（KaPL）を、想定される現場支援状況を考慮しながらCCFと企画調整しつつ構築する。	初年度～中間年度	142/200字
行政等関係団体との情報共有会議やKaPLを活用し、特定市町/社協/IZaK三者による支援の図上訓練を実施し、三者の具体的な役割を明確にするなど連携強化を図る。KaPLをブラッシュアップし有用性も確認しつつ行動シナリオを策定して関係団体間での共有化を図る。	中間年度～最終年度	127/200字
直接的な被災者支援活動は自治会等地区単位で実施されることが多い。特定市町のモデル地区において、地元組織主体で社協やIZaKも参加する避難所運営等自主防災訓練の実施を図るため、関係者（特に地元組織）と十分な協議を実施する。	初年度～中間年度	109/200字
自主防災訓練の実施を図り、タイムラインに対応する自主防災訓練マニュアルをまとめ他地域への普及を図る。	中間年度～最終年度	50/200字
巨大災害の対応に関してはIZaKの広域的な連携（情報共有、支援協力等）も必要となる。中部5県のDIO等とIZaKとの意見交換の場（中部VOAD）を設け、情報交流会/研修会等を開催し、関係者の役割分担等支援に関わる認識の共有を図る。	初年度～最終年度	115/200字
各実行団体の持つ支援力をさらに向上させるため（人材育成、支援資源の充実）、研修会/勉強会等を開催する。	初年度～最終年度	51/200字
南海トラフへの関心の持続、IZaK、中部VOADの活動の持続に向けて、中部5県全体及び各県別に災害関連シンポジウムや本事業の成果報告会を開催し情報発信する。	中間年度～最終年度	78/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
中部5県において、県レベルにおける行政/社協/DIOの三者連携の強化に向けて、県のDIOとIZaKネットの連携を深め、各県の行政/社協との情報交流を積極的に図る。	初年度～最終年度	81/200字
特定市町において構築されるIZaKと行政/社協との積極的な情報交流を支援する。	初年度～中間年度	39/200字
KaPLや支援図上訓練の内容に関しては、各IZaKにおける汎用性を高めるため、CCFがIZaKに基本的な枠組みを示すなど調整/協議を進める。	初年度～中間年度	70/200字
特定市で構築されるIZaKと広域的な連携を促進するため、中部5県の各DIOとの情報交流を進める。	初年度～最終年度	
出口戦略の一環として、特にIZaK及び中部VOADの持続的な活動を支援できる南海トラフ基金への寄付増大を図り、さらに各実行団体の組織基盤強化に向けた各種の研修を実施する。	中間年度～最終年度	85/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	南海トラフに対する関心の持続と、本助成事業で構築されたIZaK、KaPL、自主防災訓練マニュアルなどの関係者への普及を図るため、助成事業の中間報告会、成果報告会をはじめ、各レベル（①中部5県全体（社協/DIO/IZaK等の参加）、②県別（行政/社協/ZaK等の参加）、③IZaKに関心のある民間、④モデル地区（地元組織/行政/民間の参加）での情報交流会を開催し、成果をSNS発信する。	193/200字
連携・対話戦略	●各県のDIOと実行団体の連携も重要で十分な意思相通を図る。●発災後、民間の確かな協力を得るため、IZaK参加団体内の十分な意思疎通を図る。●自主防災訓練にあたり地元組織と事前の認識共有が不可欠である。●事業の核心であるIZaK、KaPL、自主防災訓練マニュアルが役割を發揮するうえで行政/社協との連携は不可欠で、適宜情報交換しておくことが重要である。	176/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

資金分配団体	●CCFの基金募集や事業受託の促進に向けて、資金分配団体としての事業実績を発信する。●2024年度からスタートした休眠預金助成事業は居場所に関わる事業で行政や地域の関心も高い。そこで行政とのつながりを強め、居場所に関わる行政委託事業等の確保につなげる。●小学生の起業マインドを育む基金活動及び南海トラフ関連基金を2024年度に立ち上げている。●さらにCCFに寄付をしやすい環境整備（公益財団化）も進めており、寄付金集めのCCF体制を固めて積極的な募集活動を展開する。●休眠預金助成終了後の実行団体活動をフォローアップできる他団体助成金獲得を目指す。	351/400字
実行団体	●実行団体はIZaKの維持・運営が重要で、行政・社協・IZaK三者の情報共有会議等の活動を通じて活動継続に対する認識を深め、行政からの助成・補助、委託事業による資金確保を働きかける。同時に企業に対しても寄付金の働きかけをする。●IZaKの運営については、事業の初年度から重要性を参加団体と共有し、参加団体による運営協力（資金&人材）の体制づくりについて、助成事業の当初から協議する。●CCFが2021年度草の根事業で作成した“コンソーシアムの出口戦略2024～活動の継続に向けて～”を参考に研修を実施し、各実行団体の支援力向上と同時に組織基盤を強化する。●なお、本助成事業の出口戦略として南海トラフ基金の充実を掲げ、IZaKの活動支援を意図している。	326/400字

Ⅶ. 関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	799/800字
<p>●2019年度草の根助成事業では、3チームが其々の社会課題に焦点を当てて取り組む事業（a中山間地活性化（岐阜県加子母地区&馬瀬地区）、b子ども若者支援（長野県上田市）、c多文化共生社会の形成（愛知県保見団地））を伴走支援し、3チームとも助成終了後の活動継続を支える基盤としての協議体構築の布石をすることができた。特にチームcは新たな団体も加わり地域でのつながりを維持しながら活動している。 ●2021年度草の根助成事業では、子ども/若者支援の広域展開に4チーム（a鈴鹿市、b名古屋市、c愛知県、d岐阜県）がそれぞれの方法で事業を展開し、4チームは名古屋学院大学社会連携センターのアドバイスも踏まえ、支援の広域展開ができる仕組みをそれぞれ構築することができた。</p> <p>●2020年度、2021年度、2022年度においては、生活困窮者/社会的孤立者支援をテーマに緊急枠助成をした。この結果、実行団体のオンライン活用機会が増え活用が常態化し、また、従来以上に支援対象者に寄り添った支援活動を新たに展開した実行団体も増えた。さらに、2022年度の緊急枠助成では地域社会との連携を意図して支援活動を伴走した。 ●2023年度及び2024年度の草の根助成事業が継続中で、前者はコミュニティの持続的発展を目指して、3チーム（a飛騨地域、b岐阜市、c長野市）がコミュニティプラットフォームの形成及び多角的な事業資金確保にむけた収益事業を展開中、後者は子ども/若者の居場所機能強化及びローカルセーフティネット構築にむけて、5団体（名古屋市2、安城市1、浜松市1、焼津市1）が事業を開始した。</p>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	439/800字
<p>●2019年度の休眠預金災害部門申請以来（不採択）南海トラフ対応に求められる民間の活動支援について、あいちなごや強化共創センター及びJVOACと継続的に意見交換しており、また今回の申請にあたり、日本赤十字社愛知県支部に協働の可能性などをヒヤリングした。 ●愛知県におけるDIOの設置に向けて協力可能団体の調査を実施した。 ●三重県のDIO主催による南海トラフ対応関連シンポジウムへ参加し、奥能登地震での被災者支援状況及び三重県下の取り組みの実情を把握する。 ●愛知県におけるDIO設立検討状況の把握、岐阜県の中間支援組織、三重県のDIO、静岡県のDIO、長野県のDIOと意見交換を実施し、本助成事業に対する貴重なアドバイスを得た。 ●名古屋市長が主導し小学校の学区単位で実施される自主防災訓練の7年間の変遷（要点：儀式的な座学訓練→被災者応急救命訓練→避難所受付訓練→避難所設営訓練→災害対策地区本部設営訓練）を観察している。</p>	

Ⅷ. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	実行団体として5団体	
(2)実行団体のイメージ	被災者支援の十分な実績があり、IZaK参加団体も含めて関係団体をコーディネートでき、各県のDIOとも連携できる民間公益活動団体	63/200字
(3)1実行団体当り助成金額	上限2,720万円/3年（支援活動実態調査、IZaK&KaPLの構築、支援の図上訓練、自主防災訓練の実施、防災訓練マニュアルの作成等）	70/200字
(4)案件発掘の工夫	●中部5県のDIO及びCCFが連携している中間支援組織の協力を得て、現地説明会や資料配布等を実施しNPOに働きかける。●三者連携を重要視している行政からNPOに働きかけてもらう。●災害関連シンポジウム等の参加者に働きかける。●あいちなごや強化共創センターのネットワークを活用し広報する。	198/200字

Ⅸ. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<p>・実施体制…CCF（執行理事1名 PO（主+副）2名）は、「あいちなごや強化共創センター」の知見を得て実行団体A/Bを伴走支援する。</p> <p>・マネジメント体制…執行理事1名（事業統括）、事務局長1名（事業統括補佐）</p> <p>・経理体制…事務局長1名、事務局次長1名、事務局補佐1名</p> <p>・PO体制…PO主担（公募、実行団体の伴走支援、評価、精算）1名、PO副担（事務補佐）1名</p> <p>・評価体制…（評価委員の予定） []、 []、 [] 計3名</p>				246/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳	他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
※資金分配団体用	2名	新規採用人数 (予定も含む)	1名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
		既存PO人数	1名	予定あり(詳細は右記のとおり)	2023年度草の根助成事業との兼務：本事業費率30%
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	<p>●ガバナンス・コンプライアンスに関わる25種類の規程類を整備し、規程に基づいた団体運営をおこなっている。</p> <p>●コンプライアンスを推進する体制として、コンプライアンス規程によりコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催している。</p>				111/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/03/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	南海トラフ等巨大地震に対する地域減災力の向上
	団体名	一般財団法人中部圏地域創造ファンド

	助成金
事業費	160,000,000
実行団体への助成	136,000,000
管理的経費	24,000,000
プログラムオフィサー関連経費	24,797,469
評価関連経費	14,800,000
資金分配団体用	8,000,000
実行団体用	6,800,000
合計	199,597,469

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	909,500	51,563,500	54,563,600	52,963,400	160,000,000
実行団体への助成	0	44,000,000	47,000,000	45,000,000	136,000,000
-					
管理的経費	909,500	7,563,500	7,563,600	7,963,400	24,000,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	799,840	7,999,210	7,999,210	7,999,209	24,797,469
プログラム・オフィサー人件費等	499,840	4,999,210	4,999,210	4,999,209	15,497,469
その他経費	300,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	9,300,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	26,500	4,334,500	5,269,500	5,169,500	14,800,000
資金分配団体用	26,500	2,134,500	2,919,500	2,919,500	8,000,000
実行団体用	0	2,200,000	2,350,000	2,250,000	6,800,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	1,735,840	63,897,210	67,832,310	66,132,109	199,597,469

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別		資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般財団法人中部圏地域創造ファンド		
郵便番号	460-0002		
都道府県	愛知県		
市区町村	名古屋市中区		
番地等	丸の内三丁目5番16号		
電話番号	052-228-0350		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.crcdf.or.jp/index.html	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://twitter.com/chubufoundation	
		https://www.facebook.com/chubukenfoundation/	
設立年月日	2018/02/15		
法人格取得年月日	2018/02/15		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イナガキタカシ
	氏名	稲垣隆司
	役職	理事長（代表理事）
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	23
理事・取締役数 [人]	10
評議員 [人]	10
監事/監査役・会計参与数 [人]	3
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	2

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	6
常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	6
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	36
申請前年度の助成総額 [円]	56,981,284
助成した事業の実績内容	・当法人内に設置した基金からの助成：わたしの基金（冠基金）（いいね！基金） ・休眠預金資金分配団体：草の根2021、草の根2023

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	・休眠預金資金分配団体：草の根活動支援事業2019、同2021、同2023、同2024 コロナ緊急支援2020、同2021、同2022 ・東海ろうきんNPO育成助成 2019、2020、2021

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	南海トラフ巨大地震に対する地域減災力の向上
団体名:	一般財団法人中部圏地域創造ファンド
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定18条、評規4条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定18条、評規4条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定18条、評規4条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定18条、評規4条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定18条、評規4条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定18条、評規4条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定23条、評規11条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款、倫理規程	定22条、倫規5条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	定26条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	定26条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款、理事会規則	定37条、理規2条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定38条、理規4条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定37・38条、理規5条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定38条、理規5条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定36条、理規16条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定40条、理規8条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定43条、理規13条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款、倫理規程	定40条、倫規5条
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第3～8条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款、監事監査規程	定28条 監規全条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合のみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬並びに役員及び評議員の費用に関する規程	第3条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬並びに役員及び評議員の費用に関する規程	第5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第5条、第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規程	全条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程、役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程、正規職員就業規則	倫理5条、利反規2条及び別紙、就業規24条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	倫理規程第4条
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程 役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程 正規職員就業規則	倫理5条、利反規全条、就業規24条、25条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程、コンプライアンス委員会運営基準	コ規7条、コ委基準全条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第9条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護規程	全条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程、業務分掌	事規2条、業務分掌
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第6～9条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規程	第1～7条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規程	第15・16条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第8・9・10条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条・別表
● 情報公開に関する規程				
以下の1～4の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	定款、情報公開規程	定第8・9・23・43条 情規第6条・別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第11・15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13～24条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3・9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第20条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8条・別表、第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第21～24条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第15～18条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第39～42条